

次世代農業女子発見・育成事業実施要領

第1 趣旨

長崎県の農業就業人口に占める女性の割合は、約 46% (2015 センサス) であり、農業の主要な担い手となっている。しかしながら、農村部においては若年層の女性人口の減少が顕著であり、また経営に参画する女性農業者の半数以上は 60 歳以上と高齢化しているため、若い年代の女性農業者の早期確保・育成が喫緊の課題となっている。

本事業は、地域の潜在的「農業女子」の発見・個別支援を行うとともに、地域で活躍する女性農業者等との交流の場をつくることで、地域の担い手となる女性農業者を育成することを目的とする。

第2 事業期間

令和3年度～5年度

第3 実施主体

農政課、振興局農林(水産)部 (以下「振興局」という。)

第4 対象者

県内の農業経営改善計画を策定し経営に参画する予定、または既に経営に参画しているが、より一層の経営発展を目指す女性農業者、新規女性就農者等(以下「次世代農業女子」という。)

第5 事業内容

- 1 「次世代農業女子」のリストアップ
振興局は、「次世代農業女子」について、関係機関と連携し、リストアップを行う。
- 2 ライフプランの作成
振興局は、1でリスト化した対象者のうち、合意が得られた者に対し、将来像を含むライフプラン作成について個別支援を実施する。
また農政課はライフプラン作成支援に必要な普及指導員の資質向上のための研修を実施する。
- 3 地域で活躍する女性農業者との交流
振興局は、「次世代農業女子」と地域で活躍する女性農業者等を参集し、女性農業者等の資質向上や課題解決に向けた検討会・研修会等を行うことで、両者の交流を図る。

第6 事業実施計画書及び実績書の提出

振興局農林(水産)部長は、事業の実施計画については様式1号、様式2号、様式3号、実績報告については様式1号、様式2号、様式3号及び様式4号により、農政課長が別に定める期日までに提出するものとする。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。